平成２９年（フ）第１３１９号
東京都立川市富士見町４丁目15番14号立川第２荘
債務者　佐瀬　善洋
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５７０号
静岡県焼津市小川3335番地の２、旧住所静岡県榛原郡吉田町住吉3296番地の２　メゾンフリーデ206
債務者　小沼　絵里
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７９号
静岡市清水区横砂本町２番20号　スルガ荘１
債務者　菊池　　学
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３６号
東京都府中市小柳町４丁目29番地の14村野コーポ101
債務者　逸見　和惠
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６３４号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目12番１―403号市営住宅
債務者　高橋南思こと　タカハシ　ナンシー　インタクト
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６６２号
横浜市旭区本宿町124番地３　グレイスコート二俣川壱番館201
債務者　永久保咲子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７８号
横浜市保土ケ谷区上菅田町98番地の２
債務者　梶本　聡司
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８７号
千葉県佐倉市臼井台1248番地10ジュネスフローラ201（前住所）
債務者　小澤　美樹
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９６号
横浜市青葉区桂台２丁目38番地15　第２スズキコーポラス403
債務者　古山　　浩（旧姓原）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０４号
東京都小金井市中町３丁目２番８号ガーデンハウス白根203
債務者　武田　　泉
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６９８号
横浜市緑区中山町321番地６　ランドール中山402号
債務者　佐久間陽子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１８号
横浜市磯子区東町18番８―410号
債務者　橋本　公彦
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０３７号
東京都北区王子２丁目５―19
債務者　木村　朋子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０５５号
東京都大田区東雪谷４丁目25―13　エステートピア川田５号棟507
債務者　牧野　由美
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０７０号
東京都足立区西保木間２丁目５―12―406
債務者　平尾　亮一
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部